

「千葉県行政改革計画・財政健全化計画（案）」の意見募集結果について

1 意見募集期間

平成29年10月13日（金）から平成29年11月6日（月）まで

2 意見の提出状況

- (1) 意見の提出者数 1名（個人）
- (2) 延べ意見数 13件
- (3) 提出方法 電子メール

3 提出された意見と県の考え方

※取りまとめ上、趣旨を損なわない範囲で意見を要約しています。

No	頁	意見	県の考え方
1	1	「計画策定の背景」には、過去の不適正経理があったことを明記すべきである。そのうえで、謝罪と反省の下に本計画があることを明記すべきである。	過去の教訓を生かし、全ての取組に共通する視点として、「公正・透明な行財政運営」を柱の一つに掲げ、コンプライアンスの徹底や不祥事の発生を未然に防ぐ内部牽制機能の確保等に取り組んでまいります。なお、御指摘の点については、前計画同様、今回の計画においても不適正経理に関する直接的な記述はありません。
2	2	「地方公共団体の権限・裁量は拡大し」とあるが、行政裁量とは、行政目的に合致した最適な手段を取るためのものであって、不自然であったり不合理であったりする場合には、裁量権の逸脱・濫用に当たることを明記すべきである。	計画策定の背景となっている「県を取り巻く環境」について記述しているため、地方自治法の改正等に伴う近年の地方分権改革の動きを説明したところです。
3	6	施設の老朽化等による建替え等が記載されているが、多額の公金が建設業者らに支出されることとなり、その点での情報公開を徹底することを明記すべきである。また、財政の健全性の確保には、職員の給与等の引下げや各種手当廃止について明記すべきである。	入札結果及び契約内容については、県HP等において公表を行っています。職員の給与等については、10頁「(イ)給与水準の適正化」に掲げているとおり、民間給与水準並びに国及び他団体の状況等を踏まえた給与水準の適正化を図ります。
4	7	財政健全化の具体例として、監査委員改革を実行して、積極的に住民監査請求を認容することを明記すべきである。	住民監査請求については、地方自治法に基づき適切に対応しています。
5	8~9、12	地方独立行政法人については法に様々な問題、欠陥があるため、導入すべきではない。	当該制度の導入については、各機関が抱えるそれぞれの課題を踏まえ、個別にメリット・デメリットの精査を行った上で、慎重に検討を進めることとしています。
6	14、21~22	「情報セキュリティ対策の強化」及び「物品調達・物品管理の適正な実施」について、過去に問題となった例や実際に講じた再発防止策等を例示すべきである。	当該計画は、主に今後の取組を明らかにするために策定しているため、過去の問題事案等は列挙しておりませんが、別途、県のホームページ等を通じて情報公開に努めています。

No	頁	意見	県の考え方
7	14~ 15	マイナンバーは、基本的人権を制限するため絶対に活用などしてはならない。	マイナンバー制度の趣旨を踏まえ、適正な利用を図ってまいります。
8	15	職員が公益通報や告発をしたときに、メンタル疾患であるとして、千葉県の違法行為の隠ぺい等に利用することがないよう明記すべきである。	職員のメンタルヘルス対策については、相談支援や復職支援など適切に対応してまいります。 内部通報については、県の窓口のほか、外部調査員（弁護士等）による受付窓口も設置しています。引き続き制度の適正運用に努めます。（22 頁）
9	20	債権管理の適正化については、債権管理を違法・不当に怠る事実を解消していくため、監査委員改革を実行して、積極的に住民監査請求を認容することを明記すべきである。	税外債権については、管理の徹底や回収の強化などを行い、収入未済の縮減に向けた全庁的な取組を推進します。 また、住民監査請求については、地方自治法に基づき適切に対応しています。
10	22	内部通報への的確な対応については、過去に問題となった例、オンブズパーソン等を任命すべきことを明記すべきである。	内部通報については、県の窓口のほか、外部調査員（弁護士等）による受付窓口も設置しています。引き続き制度の適正運用に努めます。 また、内部通報の状況等については、県のホームページ等を通じて情報公開に努めています。
11	22	情報公開については、具体的な施策が明記されていない。電子メールも情報公開の対象とすることを明記すべきである。	情報公開については、千葉県情報公開条例に基づき適切に対応しているところです。 なお、条例では、電磁的記録についても公開の対象としています。
12	24~ 26	財政健全化の確保には、給与や退職金の引き下げ、年金やボーナス等の廃止をすべきであり明記すべきである。 談合業者等に対し請求権等を行使すべきである。 住民監査請求人に対する表彰制度や補助金制度を構築すべきであり、監査委員にはオンブズ活動経験者を有識者委員とすべきである。	職員の給与等については、10 頁「(イ) 給与水準の適正化」に掲げているとおり、民間給与水準並びに国及び他団体の状況等を踏まえた給与水準の適正化を図ります。 契約約款に基づき独占禁止法違反業者等に対しては、適切に賠償金を請求しています。 住民監査請求及び監査委員の選任については、地方自治法に基づき適切に対応しています。
13	全般	行政改革、財政健全化には、住民監査請求や住民訴訟の原告等を活用すべきである。	県議会からの御意見を伺うとともに、行政改革審議会委員など外部有識者の御意見も伺いながら、行政改革・財政健全化に取り組みます。